

千葉県動物愛護管理推進計画（令和5年度変更案）の概要について

平成26年に策定された現行の「千葉県動物愛護管理推進計画」について、法律や基本指針の改正に伴い、動物を取り巻く社会情勢の変化や計画目標の達成状況等を踏まえて変更します。

新たに達成すべき目標を設定し、動物愛護や適正飼養についての普及啓発、関係機関及び動物愛護団体等との連携、動物取扱業の適正化等に取り組み、「人と動物の共生する社会」の実現を目指します。

1 計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間
（国の指針にあわせて令和12年度までとする）

2 目標

【基本的な考え方】

国の基本指針に沿って犬猫の殺処分を以下の3つに分類し、適正飼養の普及啓発、返還及び譲渡の推進等の対策を講ずることにより、殺処分数を減らしていく。

譲渡することが適切でない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

引取り後の死亡

【数値目標】

目標1：譲渡可能な犬猫の殺処分数（ ）をゼロにする

目標2：犬猫の殺処分数（ + + ）を半減させる（令和3年度比）

	目標1		目標2	
	犬	猫	犬	猫
現状 (令和3年度)	0	27	110	441
目標 (令和12年度)	0	0	55	220

3 主な施策

- (1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (2) 地域における取組に対する支援
- (3) 所有明示措置の推進
- (4) 動物取扱業の適正化
- (5) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
- (6) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発
- (7) 特定動物による危害の防止
- (8) 犬又は猫の多頭飼養の適正化、人の福祉部局との連携
- (9) 災害時における動物の適正な飼養及び保管の推進

< 参考 >

現行計画の概要

1 策定日

平成26年9月25日（公表：平成26年10月21日）

2 策定の根拠

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第6条に基づき、平成25年8月30日に環境大臣が公表した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)に即して策定した。

3 計画の期間

平成26年度から平成35年度までの10年間

4 目標

ア 犬猫等の殺処分頭数の減少を図る

イ みだりな繁殖の防止や終生飼養といった飼い主責任の徹底により引取り数の減少を図る

ウ マイクロチップの装着など、所有明示措置を推進する

項目	犬の引取り数	猫の引取り数	マイクロチップ装着数
目標値	300頭以下 ¹	2,000頭以下 ¹	200,000頭以上 ²

1 令和元年に概ね達成済

2 令和4年6月1日から、ブリーダー等にマイクロチップ装着が義務化されたことにより、今後達成されることは確実